受付番号　第　　号
２００年　月　日
時　　分

山県市議会議長　様

山県市議会議員
寺町知正　　印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します
質問番号１番　　答弁者　　市長
質問事項　　山県市長や議員の倫理観や制度及び経済観念の問題

《質問要旨》

３年前の山県市議選における選挙公営のポスター代の水増し請求・詐欺問題で県警の調べが進み、最終局面に向かいつつあるとみられている。他方で、市民からは、議会や議員、市長の説明責任や反省の欠如に嘆きや怒りが高まっている(本件通告は６月１３日)。

１．　昨年１２月議会における選挙公営制度に関しての私の一般質問に対して、市長は、「こうした公費負担部分を不正に搾取することは論外」と答弁した。
今回、疑惑の当事者本人や業者らが事情を認めていることも報道されている。

（１）　請求に応じての選挙公営費交付権を有する市長はこのような事態になって、ポスター代は無論、選挙カー代、運転手代、ガソリン代など、すべての請求に関して当時の候補者や業者らに、再度点検し必要であれば真正な請求をするよう要求すべきではないのか。

（２）　そして、差額があるなら返還することを求めるべきではないのか。

２．　同議会で市長は、「ポスターの出来栄えについて大変こだわられる方の場合・・実勢価格での企画費も当然割高となるからです。」と答弁した。
近年、行政の基本としてどんな場合も出来るだけ経費を切り詰めることは自治体実務や公務員の常識である。他方で、選挙公営として市民の税金で公職の候補者に公金を支払うという場合に、経済性を優先しないことは、市の公務員である(常勤、非常勤)職員としての基本姿勢として大きな矛盾がある。

（１）　先の答弁のように、市長の甘い姿勢が、候補者側に、「どうせ自分で払うのでなく公費なんだから」とポスター作成経費を切り詰める努力をせず「割高なポスター代を請求すること」の原因になったと考えないのか。

（２）　実際に、選挙で「割高なポスター代を請求」する経済観念でいて、議員として行政をチェックできると思うのか。

３．　今回、警察の捜査に関連する対応や反応から、水増しが実質的に認定されたわけだ。今から顧みて、市長は、０４年当時の選挙公営のポスター代の基準額が高過ぎたとは考えないのか。

４．　今年５月３日に起きた市内小学校長の飲酒運転事故に関して、県教委は校長を懲戒免職処分にした。市の教育長は直接の責任関係にないにもかかわらず、議会に教育長の責任を問う声が出た。５月３日に市長が召集した臨時議会の議案には(実質)教育長の再任も告示されていたが、結局、５月１０日の臨時議会では議案が出されず、小林教育長は退任した。

（１）その「教育長責任論」を主張し展開した議会関係者や今回の選挙公営・水増し事件当事者は、これ以上市民の嘆きや怒りが高まる前に、速やかに責任を取るべきだと市長は考えないのか。

（２）市民からは、市長は「選挙の恩返し？与党擁護か?」との声も伝わっている。
今回の事件に関して、市長の「(事件の当事者)本人に任せる」という旨のコメントが新聞を飾っている。的外れな責任論を原因として有能な教育長を不本意に失った市長として、議会や事件関係者に対して厳しい態度をとるべきではないのか。

（３）市長は、事件関係者に速やかな身の処し方を求めるべきではないのか。

５．　昨年は職員による市の公金や財産の横領事件が発覚した。
私は、以前より、この議場で倫理条例などの制定を提案してきたが市長はきわめて後ろ向きの答弁だった。市長は、モラルの問題だからと制度に消極的な意見だ。
先の３月議会では、市から補助金等を受けている市商工会や市体育協会が市長選挙の候補者としての平野氏に対して「推薦」することの問題について、あなたは何ら問題ないとの旨の答弁だった。私は政治倫理の欠如だと思う。
私は、議会の全員協議会などでも倫理条例制定を訴えてきたが不要、時期尚早だと却下され続けてきた。
確かに、倫理制度でモラルをうたい、「規範」を示すだけではほとんど意味がない。しかし、倫理基準を具意的に列挙し、基準に抵触した場合には対応責務を課す、市民からの調査要求制度を位置づけるなどすれば、実効性が伴う。
例えば、旧高富町が規定していた倫理条例であれば、今回のような事態には、速やかに市民発議で調査要求や釈明の場が設けられることになる。
ここまでの実態に直面し、昨年の職員横領事件を考えれば、山県市は、一般の市職員についても、常勤特別職(市長・副市長)及び非常勤特別職(議員)(各種委員等)についても、倫理条例を制定するしかない。
市長はどう考えるのか。

以上

高富町議会議員及び町長等の倫理に関する条例の成立の経過

◎　１９８５年に汚職事件で地元選出の県議が逮捕された。

◎　１９９１年には助役選任にからむ現金授受の容疑で町議会議長や現職の町議ら４人及び前助役が岐阜県警に逮捕された。ここで初めて「高富町議会議員及び町長等の倫理に関する条例」（平成３年６月２６日高富町条例第１９号）が制定された。

◎　１９９７年5月８日、鷲見町長が土木業者からの収賄容疑で県警に逮捕された。辞職。

◎　町政の刷新を訴えて議員を辞して立候補し当選した山崎町長は、２００２年5月１日、土木建築業者からの収賄容疑で岐阜県警に逮捕された。辞職。

「高富町議会議員及び町長等の倫理に関する条例」（平成１１年９月３０日高富町条例第１４号）制定

◎　２００２年7月、平野元が高富町長に就任。

※　高富町議会議員及び町長等の倫理に関する条例の要点。

第１条「町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託にこたえるため、町議会議員並び町長、助役、収入役の倫理の基本となる事項を定めることにより、倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清潔な町政の発展に寄与することを目的とする。」

第３条（１）「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み・・・疑惑を持たれる行為をしてはならない」

（2）「町民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用しいかなる金品も授受してはならない」

（3）「・・特定の企業、団体又は個人のめた、不当に有利な取り計らいをしてはならない」

（4）「・・特定の業者を推薦し又は紹介する等不当に有利な取り計らいをしてはならない」

（6）「・・団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない」

（8）「議員及び町長の政治活動は、公正かつ清廉に行うものとし、政治資金規制法を遵守し、寄付する者が特定の個別利益を期待する寄付等を受けてはならない」

このように第３条倫理基準においては、地方自治法等が規定していない諸点まで規定していた。